

○津山圏域資源循環施設組合指定金融機関の指定について

平成 21 年 10 月 9 日  
議決

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により，津山圏域資源循環施設組合に属する現金の出納のため指定金融機関を指定し，下記の者に取り扱わせるものとする。

記

岡山市北区丸の内 1 丁目 10 番 13 号      株式会社 中 国 銀 行